

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免及び傷病手当金について

1. 国民健康保険税の減免

■ 制度の概要

※令和3年度保険税について、令和2年度減免制度と同様の要件で、減免を実施

【対象世帯】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯
 - i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である。
 - ii 前年の合計所得金額が1,000万円以下である。
 - iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

【減免額】

①の世帯 全部

②の世帯 対象保険税額（1）×減額割合（2）＝保険税減免額

（1）

対象保険税額＝A×B／C

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

（2）

前年の合計所得金額	減額割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

【減免の対象となる保険税】

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている令和2年度分及び令和3年度分の保険税

※令和2年度保険税減免についても、期限を延長し、令和4年3月31日まで申請受付可としている。

■ 減免額に対する国の財政支援

- ①減免総額が市町村調整対象需要額の3%以上である場合
減免総額の10分の10相当額
- ②減免総額が市町村調整対象需要額の1.5%以上である場合
減免総額の10分の6相当額
- ③減免総額が市町村調整対象需要額の1.5%未満である場合
減免総額の10分の4相当額

※令和2年度保険税減免については、全額国の財政支援があった。

■ 令和2年度実績

	減免決定世帯数	減免決定額
平成31年度分	278世帯	4,988,500円
令和2年度分	351世帯	51,392,700円
計		56,381,200円

2. 傷病手当金

■ 制度の概要

【対象者】

狛江市国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない者（給与等の支払いを受けている者に限る）

【支給期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

【支給額】

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数（給与等の全部又は一部を受けることができる場合には傷病手当金を支給しない、又は差額を支給する）

【適用期間】

令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

■ 支給額に対する国の財政支援

全額国の財政支援あり。

■ 令和2年度実績

決定者数 0人